

## 第 573 回霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会 議事録

日 時	令和 8 年 1 月 14 日 (水) 午前 9 時 54 分	
場 所	土浦市真鍋 5-17-26 土浦合同庁舎 第一分庁舎 第 3 会議室	
議 題	議題等 (1) 知事許可漁業の許可の基準について【協議】 (2) 委員会指示違反に対する処分方針について【協議】 (3) 漁業権に係る資源管理状況等について【報告】 (4) 主要魚種の資源状況について【報告】 (5) ワカサギ人工ふ化放流事業に伴う特別採捕許可について【報告】 (6) ワカサギ採捕禁止期間中における張網操業試験に係る特別採捕許可について【報告】 (7) その他	
出席委員	1 番 鈴 木 幸 雄 3 番 坂 本 隆 夫 6 番 石 本 恵 子 10 番 小 原 一 八 12 番 樽 見 由 紀 14 番 中 泉 義 美	2 番 海 老 澤 武 美 5 番 古 家 晴 美 7 番 山 口 晴 代 11 番 大 崎 匠 13 番 戸 田 弘 美
欠席委員	8 番 菅 澤 英 子	
県側出席者	農林水産部次長兼漁政課長 〃 漁政課調整・漁船 G 技師 霞ヶ浦北浦水産事務所所長 〃 漁業調整課長 〃 漁業調整課係長 〃 漁業調整課技師 〃 漁業調整課技師 〃 振興課長	富永 敦 藤田 勘輔 武士 和良 横山 耕平 富永 佳子 小熊 進之介 西口 晃人 所 史隆

	<p>〃 主査兼指導課長 杉浦 仁治</p> <p>水産試験場内水面支場長 根本 隆夫</p> <p>〃 内水面資源部首席研究員 山崎 幸夫</p>
事務局	<p>事務局長 久保田 次郎</p> <p>主任 武藤 晴香</p>
傍聴人	なし
議事録署名人	14番 中 泉 義 美      2番 海 老 澤 武 美
議長	1番 鈴 木 幸 雄
会議内容	開会 午前10時3分
久保田事務局長	<p>〔開会宣言〕</p> <p>〔資料確認後、鈴木会長に挨拶を依頼〕</p>
鈴木幸雄会長	<p>新年明けましておめでとうございます。</p> <p>皆様にはお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>昨年は、4月に第23期の委員会がスタートいたしまして、新たな委員の皆様に参加いただき、いさぎ・ごろひき網の許可の基準や、新たな承認漁業となる「うなぎ筒漁業の委員会指示」など、漁業制度上の重要な案件について審議してまいりました。</p> <p>10月の視察研修では、ICTのマサバ養殖や水産加工技術など、海での先進事例を研修することができました。</p> <p>皆様の御協力に改めまして、お礼を申し上げます。</p> <p>本日の議題は、知事許可漁業の許可の基準や委員会指示違反の処分方針等となっております。皆様には活発な御討議をお願いいたします。</p> <p>また、今年は、午年の中でも丙午といいまして、勢いのある一年になるといわれておりますので、皆様にとって今年が、幸多き年となりますことをお祈り申し上げまして、挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はよろしくお願いいいたします。</p>
久保田事務局長	〔県に挨拶を依頼〕

富永次長

農林水産部次長兼漁政課長の富永でございます。新年を迎え、最初の委員会にあたり、一言御挨拶申し上げます。

鈴木会長さんをはじめ、委員の皆様には、日頃より霞ヶ浦北浦の漁業調整及び資源管理に関し、貴重な御意見を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、株価の堅調な推移や賃上げにより、消費活動はコロナ感染症発生前の約 90 パーセントまで回復し、県内でも地域の催事やイベントも活発に開催されました。

一方で、国際的な緊張のリスクや為替（円安）の影響を受け、物価の高騰が続いております。水産業においても燃油や電力、養殖用の餌などの価格上昇が進み、大きな負担となっております。

また、漁模様につきましては、今年の夏は記録的な高温となり、霞ヶ浦北浦の漁業に深刻な影響を及ぼしました。北浦では、依然として不漁が続き、霞ヶ浦でもワカサギが 2 年連続で記録的な不漁となったほか、テナガエビも豊漁とは言えない状況でございました。

そのような中、霞ヶ浦のシラウオについては、年末までまとまった水揚げが続き、地域の漁業と加工業を支える重要な役割を果たしたものと認識しております。

このシラウオにつきましては、持続的な資源利用のために産卵期の親魚保護が不可欠でありましたことから、皆様の御審議を経て、今年から、いさぎ・ごろひき網漁業の 3 月の操業を禁止にしたところでございます。

このように、霞ヶ浦北浦の漁業は、大変厳しい状況でございますが、県といたしましては、水産物のブランド化と水産業の高収益化に、より一層、力を入れてまいりたいと考えております。

具体的には、現在審議中の、次期の県総合計画の数値目標として、ブランド水産物 10 種の販売額を 4 年間で、現在の 2 倍となる 13 億円とすることを掲げ、各種施策に取り組みたいと考えております。

ブランド水産物 10 種といいますのは、海面では、皆様に視察していただいた「常陸乃国まさば」のほか、「常陸乃国いせ海老」や「常陸乃国しらす」に加え、メヒカリを新たなブランド水産物とする予定でございます。霞ヶ浦北浦では、「霞ヶ浦 暁のしらうお」やアメリカナマズを対象とする予定でございます。

このアメリカナマズにつきましては、霞ヶ浦の新たな食材として、メディアで紹介されることが増え、食用化の機運が高まってきております。県といたしましても、生産体制強化の支援に加え、「シン・いばらきメシ総

選挙 2026」での PR や、事業者とのマッチング等により販売需要の創出に取り組んでまいります。

さらに、高水温にも強いウナギ資源の活用策としまして、今年もシラスウナギの放流試験を実施するほか、漁業制度面では、去年の御審議を踏まえ、「委員会承認漁業としてのうなぎ筒漁業」を4月からスタートいたします。

本年も、こうした取組を通じて、霞ヶ浦北浦の水産業の振興を進めてまいり所存ですので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

結びに、本年が霞ヶ浦北浦におきまして、明るい話題が多い年となりますこと、そして委員の皆様の益々の御健勝を心より祈念し、新年の御挨拶とさせていただきます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

久保田事務局長 続きます、次第3の議長の選出ですが、当委員会の会議規程第2条第2項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、鈴木会長に議長をお願いいたします。

議長（鈴木幸雄会長） それでは、議長を務めさせていただきます。  
次第4の出席委員数の報告を事務局からお願いします。

久保田事務局長 本委員会の委員定数は12名でございますが、本日は11名の出席をいただいております。出席委員は過半数を超えておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、委員会は成立しております。

鈴木幸雄議長 ただ今の報告のとおり、本日の委員会は成立しております。

鈴木幸雄議長 続きます、次第5の議事録署名人ですが、私から指名いたします。14番中泉委員と2番海老澤委員にお願いします。

鈴木幸雄議長 それでは、次第6の議題等に入ります。  
議題（1）の「知事許可漁業の許可の基準について」です。県から説明をお願いします。

西口技師 （資料1-1、1-2、1-3（プロジェクター）により説明。）

鈴木幸雄議長 　　ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。

2番海老澤武美 　　(挙手)

鈴木幸雄議長 　　はい、どうぞ。

2番海老澤武美 　　質問します。

見直しですので、従来の許可の書き換えの申込みのときに、今、90日以上とか1日でも2日でもというようなことで、完璧に実績がないものはダメってことではないということで説明ありましたが、各組合で資格審査を毎年やってるわけですね。こういうときに、やっぱり自分の実績報告というものを組合の方に提出するように今後は促すこと、見直しはそれを狙っているわけですか。

今までは、別にそういう条件を満たしていなくても許可を出したんですが、いろんな許可証を。今回の新たな見直しっていうのは、そういう、例えば、魚が獲れないから船を出せないということが、北浦なんか特にありました。実績の中には、船を掃除したり漁具を整理したり、そういうことも含めて、資格審査にも出しているわけなんです。こういう場合には、今回の見直しで出てきてるようなことはあっても、やる意思があったり、そういう人であれば問題ないという意味ですか。

横山課長 　　(挙手)

鈴木幸雄議長 　　はい。

横山課長 　　回答いたします。

まず、海老澤会長代理が御心配されてるかと思われる、なかなか今の北浦みたいに、不漁でやりたくてもできない場合はどうなるのかということなんですけれども、それについては、今、案の方にも書かせていただいたんですが、基本的には持っている許可の操業実績があるというのが大前提なので、資料1-2のですね、第2条の(1)のイのところ、操業の実績があるものとしています。ただ、括弧書きで、やむを得ない理由によって休業していた場合や対象資源の状況等により操業しなかった場合はその限りではない、としています。これはですね、やりたかったんだけど資源がなくて漁ができないとかそういった場合は、やむを得ないも

のとして扱いますという規定でございます。

2 番海老澤武美

はい、分かりました。

確認のためにね。私が事務やってるんじゃないから、いろんなこと事務員さんに聞かれたりなんかしたときにね、こういうことだよって言うておけば、安心できるわけだから、私は組合長やってるもんだからね。

鈴木幸雄議長

他に何かございますか。

(委員)

(特になし)

鈴木幸雄議長

それではないようなんですけども、一つ良いですか。

第2条の(4)茨城県霞ヶ浦北浦海区において漁業を営む者が申請した場合ってありますけども、これは漁業を営んでいるってことは何らかの許可を持ってるわけなんですけども、その人が別の許可を受ける場合には、というような意味なのかな。

西口技師

お答えいたします。

まず、優先順位ということで、(1)から(5)ございますが、(1)の項目が優先されるということでございます。

例えば、トロールの許可を受けたいけれども、さし網の許可を持っているという方につきましては、(1)の方には該当せずに、(3)あるいは(4)の方に該当するということになりますので、当該漁業以外の許可を持っている方が、新しく別の許可を申請したい場合につきましては、(3)・(4)に該当するということでございます。

鈴木幸雄議長

例えば、組合の承認漁業っていうのがありますよね。今度、うなぎ筒はこれから外れるんですが、そういうものに関しても、持っているものは、この優先順位のこの範囲の中に入るってことで良いのかな。

西口技師

はい。「漁業を営む者」ということになっておりますので、許可漁業の許可を有してなくても、組合の承認漁業であつたりですとか、そういったものを営んでいるということが分かる場合については、(3)・(4)に該当することになります。

鈴木幸雄議長 はい、分かりました。

鈴木幸雄議長 それでは他にないようですので、この内容で進めていくということで承認したいと思いますので、よろしくお願いします。

鈴木幸雄議長 続いて、議題（２）「委員会指示違反に対する処分方針について」です。事務局から説明をお願いします。

久保田事務局長 （資料２により説明。）

鈴木幸雄議長 ただ今の説明に御意見、御質問がございましたら、お願いします。

14番中泉義美 （挙手）

鈴木幸雄議長 はいどうぞ。

14番中泉義美 違反の場合ですね、警告っていうか口頭注意。これは、委員会がってことなんですけども、実際に、口頭注意するのは誰なのか、お聞きします。

久保田事務局長 口頭注意の場合ですが、軽微な違反の場合に口頭注意となり、例えば承認証不携帯とかの場合ですと、まず、司法警察職員が現場で違反を確認した上で、その場で注意します。まずは、捜査機関である司法警察職員が口頭で注意することになると思います。

14番中泉義美 注意の段階はね。それが、最終的には委員会に申入れというか、連絡が来るわけですよ。

久保田事務局長 そうですね。

14番中泉義美 はい、分かりました。

鈴木幸雄議長 それでは、他に何かございますか。

（委員） （特になし）

鈴木幸雄議長 それではないようですので、処分方針についてはこの内容で承認したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

鈴木幸雄議長 続きまして、議題（３）「漁業権に係る資源管理状況等について」、県から報告をお願いします。

富永係長 （資料３－１、３－２、３－３、参考資料１、２（プロジェクター）により説明。）

鈴木幸雄議長 ただ今の説明に御意見、御質問がございましたらお願いします。

（委員） （特になし）

鈴木幸雄議長 それではないようですので、次に進みます。  
続きまして、議題（４）「主要魚種の資源状況について」、内水面支場から報告をお願いします。

山崎首席研究員 （資料４（プロジェクター）により説明。）

鈴木幸雄議長 ただ今の説明に御意見、御質問がございましたらお願いします。

２番海老澤武美 （挙手） はい。

鈴木幸雄議長 はいどうぞ。

２番海老澤武美 内水面支場の方にちょっとお伺いします。  
霞ヶ浦北浦はこのまま減少して、魚はいなくなってしまうのでしょうか。全くいなくなるってことはないと思うんですが、私たちは職業で漁業をやってるものですから、職業が成り立たなくなれば、廃業に追い込まれるわけですね。  
もともと汽水湖が淡水湖にダムになったわけですから、文書には、疑義が生じた場合は、漁業者と水資源開発公団が話し合って、その話し合った結果に則すると、中に入ったその当時の知事の岩上さんがそういうふう書いてあるんですが、これはだんだんだんだん廃業して、少なく

なれば、当然組合は深刻な状況になります。漁業が深刻になったので、いくら合併しても、これは解決しません。人数がどの組合でも、毎年10人20人ずつ減っていったらば、当然これ崩壊していきます。

しかしながら、霞ヶ浦北浦の湖の魚は、温暖化も影響してると思うんですけども、汽水湖だったならば、高温にも、ダムと違うわけですから、そういうことを、やはり茨城県知事さんに、委員会としても、持続可能な職業にしていかないと、茨城県の霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会が何をやってるんだと、漁業者から言われる可能性はあると思うんですよ。

違反を取り締まるのも、当然、法を改正するのも、持続可能な職業にするために改正をしてるわけですから。悪いことを懲らしめるためにやってるわけじゃない。

このままずっと魚の資源を残す、シラウオ狙いの横曳きも1ヶ月、3月は曳かせないってのは、シラウオの禁漁期間で、これを許可のとおりやっても良かったわけですよ。だけれど、産卵期だから、獲れる魚はシラウオだけになっているから、こうして改正してるわけですよ。

だから、この職業は持続可能な目的としてやっているわけです。しかしながら、もうずっと毎回毎回、減少をたどっている。最後には、いなくなっ、漁業者もいなくなっているんじゃないかなというような気がするんですが、その辺、今日は次長さんも来てますから、ちょっとお伺いします。

武士所長

霞ヶ浦北浦の水産業振興を担当しております水産事務所の方からお答えさせていただきます。

まず、開発事業というのは、河川改修だったり水門の整備などが行われて、農業、工業、上下水道用水として、多くの方々に恩恵を与えている。

一方、漁業を取り巻く環境においては、これらの開発により、淡水化あるいは前浜の消失等、大きく変化したというふうに認識しています。

我々水産事務所は、与えられた役割の中で、比較的獲られているシラウオをブランド化したり、あるいは未利用魚としてあまりお金に変わらない魚を有効活用していったり、あるいは比較的高水温に強いといわれるウナギについて、種ウナギであったりシラスウナギの放流を支援したりといった、そういった政策をどんどん進めていって、霞ヶ浦北浦における漁業あるいは水産加工業の振興に、今後も引き続き、全力で取り組んでいきたいというふうに考えております。

水産事務所が一生懸命やってくれてるのは分かってます。ただ、この状況では、その職場の人がいい加減だとかそういう意味で質問したわけじゃない。

やっぱり委員会そのもの、誰かれじゃなくて、事務局や、漁政課や霞ヶ浦北浦水産事務所所長が、今責任者ですけども。でも、これは事務方の問題ではなくて、政治がそう動かしただけですから、政治に言わないと。決めたのは政治ですから、事務方が決めたわけじゃない。水産事務所がこれ開発行為やったわけじゃない。

正月だから、何か幾らかでもメスを入れていかないと、この問題は毎年毎年、ずっと続いている。

従事している漁業者が廃業したら、水産加工屋さんと同じです。やっぱりそれで商売してる飲食店やホテルとか観光的なことも関連してくると思う。

やはり私たちの職業は食料産業ですから、農業と同じですよ。物を作って、私は魚を獲って、暮らしも立てるし、それを提供する茨城県は霞ヶ浦北浦っていう大きな、東京に近い、そういう所ですから。

ただ、今すぐどうこうということは、当時の漁連も同意して、こういうふうになってきてるわけですから。

ただ、疑義が生じた場合っていうのは、魚が獲れなくなっちゃった場合ってことなのかなと思って。工事のやり方が良いとか悪いとかじゃなくて、ダムにしたらどうなったかってことが、その頃、50年前は予測が誰もつかなかったと思うんだよね。誰が責任とかそういうことじゃなくて、このままで良いのかなとちょっと思ったもんですから。

私は6代目で、私の息子は7代目で跡取りでやっていますので、このまま火を消していくのかなと、そういう気がしていますので、皆さんと一緒に、良い知恵がありましたら、御意見をいただきたい。そのような思いです。

県は、一生懸命やっています。今話したとおり、霞ヶ浦の魚をね、暁のしらうおを、それで今はウナギ、いろんな面で、漁業者の側に立って努力をしていただいております。それに対してはね、感謝しています。

そういうことで、事務方が云々とか、そういう問題じゃなくて、やっぱり我々は漁業者の代表で委員会に参加したわけですから、業者の代表なんだから、やっぱりそのぐらいの話をしていかないと。

ただ、指名されたから来て、ただ会議に出てるんだってわけにはいき

ませんから。どうですか、坂本さん。

3番坂本隆夫

海老澤委員が言われることは、最もだと思うんですよ。

私は、麻生漁業協同組合からの委員ということで任命されて、この調整委員会の方に参加させていただいてるんですけども。

先ほどもこの会の前に、ワカサギの人工ふ化を埼玉県でやっているの  
で、成り行きがどうなのかなということも30分ほど説明を受けまして、  
なかなか思ったような手応えがないという話もお聞きしました。茨城県  
自体もやっていて、結果的には、採った卵から2パーセントぐらいは孵  
って、それがある程度の成魚になっていると。自然界でやっても、恐ら  
くパーセンテージがそんな高いもんじゃないですから10パーセントなん  
て、恐らくふ化していないと思うので、手応えはあるなと思いました。

ただ、それに対して、どのぐらいの予算組んでいるのって聞いたら、  
ワカサギの人工ふ化に対してだけの予算ではないと。いろんな、内水面  
支場内でやっている事業の中での予算で、総予算で、4～500万円か  
なっている話だったので、できれば、もっと、組んでいただいて、主に  
何にかかっているのかと聞いたら、やっぱり電気代ですと。水を循環さ  
せたり、そういうのでお金がかかっていますので、そういうもので、予算  
は消化されますっていう話ですけども、やっぱり、良い結果を生み出  
すのには、それなりに予算を組んでいただいて、必要な機材とかそうい  
うものを揃えてやった方が良い結果が残ると思うんですよ。だから、そ  
れも、なるべく予算組んでいただくような方向でっていう話も先ほどさ  
せていただいたんですけども。

ただ、今まで麻生組合は獲るだけで、そういう行政への要望とかそう  
いうのを一切してこなかったんですよ。

ただ、今の現状見てたら、もうワカサギは、来年度も見込みはないと  
思っていますから。シラウオだって4年先、5年先になったら、北浦の二  
の舞だと私は思っていますので、そのとき、みんなでバンザイ、ああ獲れ  
ないやどうしましょう、では話になりませんから。

だから、やっぱり各組合じゃなくて、北浦、西浦の組合全体で一丸と  
なって、県なり、国交省、水資源機構さんあたりに陳情にお伺いする  
ときはみんなで行けば、受け止める方も、単体の組合が来たのと西浦北浦  
の全部の組合が来て陳情してるのとでは、受け止め方が全然違うと思  
うんですよ。だから、そういう体制でちょっと陳情を今からした方が良  
いんじゃないかなと思います。

以上です。

鈴木幸雄議長 他にありますか。

13番戸田弘美 (挙手)

鈴木幸雄議長 はいどうぞ。

13番戸田弘美 私もここに来させてもらって1年目で、いろんな経緯も分からないということもあっての発言なので、もしかしたら大変失礼なお話になってしまうかもしれないことは、前もって申し訳ございませんということで、申し上げておきます。

この仕事を20歳のときから始めて40年ちょっとやって、本当に最初は全然魚が獲れなくて、中国産のものとかそういうものを使っていて、それで、ものすごく獲れるようになった。それが何年か続いて、また獲れなくなった。そういうことで今きてると思うんです。

その獲れたときに、これが続くとほとんどの方が思ったと思うんですね。ワカサギは処分ができないぐらい獲れた、それから、一時、シラウオがどうしようかと思うくらい獲れたということで、その獲れたときに決めたことが、今も続いているのではないかと。

先ほど海老沢会長代理がおっしゃったように、水門のときも50年前にこうなるだろうということで、それが造られ、だからその先のことは誰も分からない。

今、50年後にこういうことになっていると考えると、法律とか制度っていうのは一度決めると、とても変えるのが難しいことは重々承知しております。ただし、時代が変わった、それからいろんな環境が変わった。制度を守るのか、それともここを守るのかっていう二択に、もしかしたらなるかもしれない。そうすると、どれを選択していくのかっていうこともあるかもしれない。

あと、ものすごくワカサギが獲れた4、5年前ですね、当時の水産事務所長さんに聞いたことがあるんです。ワカサギの7月21日の解禁日は動かせたりするか。というのは、実は当時から試験操業ではいるんだけど、7月21日の解禁になると死んでしまうってことが何年も続いていたので、それでしかも、気候が変わって、昔でしたら7月20日頃まで梅雨が続いて、解禁に梅雨明けが間に合うかどうかって言ったのに、5月も

6月も雨が降らない。7月は頭から梅雨明け状態っていうことがありましたので、もう死んでしまうんだったら、この7月21日の解禁日を7月1日ぐらいに前倒しができないのかとお伺いしたことがあります。

そのときの回答では、7月21日の解禁日は動かさないわけではない、ただし、動かしてしまうと、生態系がどうなるか分からないので、簡単に判断できない、ということで、そのまま3年、4年経つうちに、やっぱりワカサギがいなくなってしまうということもあって、それが非常に残念だったなという思いがあります。

ですから、本当に、今の状態は全く変えることができないのか。

それで、ちょっとこれは漁業者の方もいらっしゃいますので、何とも言えないんですけど、漁は12月10日で止めてたのが、今は獲れるということで31日まで延長になったと。ここまで獲れなくなって、親の問題もあるので、それを本当に31日まで続けて、良い面もあると思うんですけど、それはもしかしたら、マイナス面もあるかもしれないとかいろんなことを考えていかないと、今までこうだったからこうだったっていうことでは、本当に4年先、5年先、ここはどうなっていくのか。坂本委員がおっしゃったとおり、本当に獲れなくなって、バンザイにしてしまうのか。

それを、漁業者の方、私たちのような加工業者の方、それから県の方、いろんな方の立場を持って、話し合いをしていければなあというのはあります。今だったらまだ間に合うんじゃないかなと個人的には思います。

以上です。

富永次長

いろいろな御意見いただきまして、ありがとうございました。

霞ヶ浦北浦の不漁対策につきましては、令和2年、3年ぐらいから、御要望とかいろんな提案をいただいております。知事にも何回かお会いいただいて、要望していただいておりますが、その中で、遅々として進んでないものもありますが、ちょっと目先を変えて取り組み始めた施策が幾つかございます。

これまでの要望で、少しでも前に進み始めたものとしましては、例えば、テナガエビとかの生息に重要な前浜の造成につきましては、水産振興課の方でも力を入れておりますし、霞ヶ浦の水の管理を所管しております水政課も、浚渫した土砂をやりくりして植物帯の造成がスムーズに進むための会議を開催するなどして、進捗が少しは早まったという状況

にございます。

一方で、水門につきましては、知事の指示のもとで、いろいろ検討されましたが、やはり水の量と水位の確保っていうところが、なかなか現状から変えられないという中で、まずはできることからということで、水産事務所でも関わっておりますが、魚道の効果が出るように、ウナギが遡上しやすい魚道の運用について国に要望を重ねるほか、シラスウナギの汲み上げ放流をやっている状況でございます。

それから、霞ヶ浦導水についての御要望も、知事に直接ではありませんが、要望をいただいているところです。これは水産部局でどうこうできる案件ではないんですけども、県議員の中で、だんだんですね、西浦への接続に目途がついてきたので、北浦にも接続してはどうかという提案を議会でされる先生も出てきたということで、少しずつではありますが、状況が変わってきております。

漁業者の方からすれば、全然物足りないとは思いますが、これまでの御要望とか、働きかけの結果で、少しずつ変わってきているものもあるという状況でございます。

一方で、水産部局では、所管外のものを強力に進めるのはなかなか難しいですので、先ほど武士所長から説明があったように、ワカサギがなかなか難しい状況のなか、ウナギとか、食べたら美味しいというアメリカカナマズをもう少しプッシュして、お金に変えられるような取組をしたり、養殖産業の振興等もやっているところでございます。御期待には十分お応えできてはいないんですが、いろいろな取組をさせていただいております。

これからも、御意見とか御要望にできるだけ沿うように施策を進めて参りますし、是非、知事に要望ということがあれば、要望の機会も設けたいと思います。また、今度、新年会など知事と会う機会もあろうかと思っておりますので、そういう中で、霞ヶ浦の現状などについても、お伝えいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

鈴木幸雄議長

そういうことですので、今後ともよろしく願いしたいと思っております。他に何かございますか。

(委員)

(特になし)

鈴木幸雄議長

それでは、私の方から一つ。戸田委員さんからも解禁日の話がちょっ

と出たんですが、これはいろんな問題があるし、すぐにどうこうっていうわけではないんですが、今、漁期前調査はやってますよね。

漁期前調査は、前からやっている調査も今のも同じような形でやってるんですが、前は、ワカサギの成長具合とか漁模様のなものを見るための漁期前調査だったんですが、今は実際、ワカサギがいるかいないかっていうような状況の漁期前調査であって、対象物やなんかが変わってる状況になってるわけですよ。

だから、その辺も少し、来年度の漁期前調査あたりから少し形を変えて、どういう趣旨でその調査をした方が今後の操業に生かせるかみたいなことも少し考えてやったらどうかなっていう気はするんですが。

今までと状況が違うわけですよ、もう。だから、状況が違うもので合わないような調査を同じようにやってもあんまり意味がないのかなと思うんで。

その辺も今度の漁期前調査あたりから少し方向性を変えて、やるなどかどうと違って意味じゃなくてね。どういうものを調査対象にしたら良いのか、それから、その目的をもうちょっと変えた方が良いのかっていうようなことも少し考えてやっていったら良いのかなっていう気もするんで、その辺もちょっと検討してもらえればと。

山崎首席研究員

内水面支場の山崎です。

漁期前調査なんですけれども、やっぱりワカサギが減って、シラウオが重要な資源だという、漁業者の皆さんの意見がありまして、令和6年からシラウオも一緒に検討できるような体制で取り組んでいまして、令和6年と令和7年の2か年、網を2回曳いて、1回はワカサギ、もう1回がシラウオということで、霞ヶ浦の方では対応を始めております。

北浦の方は、両方獲れる網を使ってやっていただいているので、シラウオの量も把握できるかなと考えています。

鈴木幸雄議長

分かりました。

その辺のところも今から少しずつ、今の現状に合ったようなものやってくるような方向で、なかなかすぐに漁獲物の改善に繋がるっていうわけにはいかないでしょうけども、でも何かしらやっぱり、形を変えて方向性を変えてやっていかないと。増やすっていうのはなかなか難しいんですけどね、現状に合った漁業にしていくっていうのも大事なかなと思います。

先ほど、次長とも話したんですが、実際のところ、ワカサギの解禁日からシラウオを曳くような状況っていうのがここ数年出てきちゃってるので、何かこの辺もちょっと考えていかなければならないかなという気もします。

今日、明日っていうことではないんですが、その辺も検討していければと思いますので、よろしくお願いします。

鈴木幸雄議長 続きますして、議題（５）「ワカサギ人工ふ化放流事業に伴う特別採捕許可について」です。県から報告をお願いします。

富永係長 （資料５－１、資料５－２、参考資料１、参考資料２、参考資料３（プロジェクター）により説明。）

鈴木幸雄議長 ただ今の説明に御意見、御質問がございましたらお願いします。

（委員） （特になし）

鈴木幸雄議長 それではないようでしたら次に進みたいと思います。  
続きますして、議題（６）「ワカサギ採捕禁止期間中における張網操業試験に係る特別採捕許可について」、県から報告をお願いします。

富永係長 （資料６、参考資料１、参考資料２（プロジェクター）により説明。）

鈴木幸雄議長 ただ今の説明に御意見、御質問がございましたらお願いします。

鈴木幸雄議長 これは、今年で何年目くらいだったかな、３年目くらいですか。  
今は試験的な形で実施していますが、将来的にはどういうふうにしていくような方向で考えてるのか、その辺をちょっと。

横山課長 （挙手）

鈴木幸雄議長 はい。

横山課長 お答えいたします。  
最初は、アメリカナマズを駆除するという目的で始まりまして、昨年

からアメリカナマズの経済性などを確かめるというところにシフトしてきたところでは。

まだ始まったばかりですので、今の段階でこうすると確定したものではないんですけれども、ワカサギ禁漁期の張網については、県の法的な規制ではなくて、各漁協が漁業権行使規則の中で、ワカサギが獲れてしまう可能性があるので、操業を禁止するという扱いにしているところでは。

ですので、将来的に、今回試しているような方法などで、ワカサギを獲らずにできる張網というスタイルが確立してきましたら、漁協が行使規則を変更して、ワカサギを獲らない形でワカサギの禁漁期に張網をやっていくという道が開けてくるものと思っております。

鈴木幸雄議長

はい、分かりました。

今後、どのぐらい試験したら良いのかってのも、判断の基準があるんですが、今あったように、アメリカナマズの販売っていうようなこともやっていこうっていう段階で、やっぱりその原料を獲る意味でも張網っていう方法が出てくるんでね。

その辺は、県と相談しながら、そろそろ良いだろうっていう時期になりましたら、また判断していきたいと思えます。

それでは他に。

(委員)

(特になし)

鈴木幸雄議長

ないようでしたら、次に進みたいと思えます。

鈴木幸雄議長

続いて議題(7) その他ですが、委員の皆さんの方から何かございますか。

(委員)

(特になし)

鈴木幸雄議長

それではないようですので、事務局から何かございましたらお願いします。

久保田事務局長

次回開催は4月を予定しており、日時等が決まりましたら、改めて御案内申し上げます。

鈴木幸雄議長

それでは本日の委員会を終了したいと思います。皆様の御協力によりまして、円滑に議事進行できましたこと、ありがとうございました。

閉会 午前11時40分

上記の記録の正確なことを認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

---

議事録署名人

---

---